

## ⑬ 頻回訪問加算の見直し

### 第1 基本的な考え方

在宅医療における患者の状態に応じた評価をより適切に推進する観点から、頻回訪問加算について、要件及び評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

頻回訪問加算について、当該加算を算定してからの期間に応じた評価に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【在宅時医学総合管理料】 [算定要件]</p> <p>注5 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。）に対して、1月に4回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者1人につき1回に限り、頻回訪問加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 初回の場合            800点</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 2回目以降の場合    300点</p> <p>※ 施設入居時等医学総合管理料においても同様。</p>	<p>【在宅時医学総合管理料】 [算定要件]</p> <p>注5 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。）に対して、1月に4回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者1人につき1回に限り、頻回訪問加算として、600点を所定点数に加算する。</p>